

平成 14 年 7 月 11 日

投資家の皆様へ

日興アセットマネジメント

「上場インデックスファンド T O P I X」および 「上場インデックスファンド 2 2 5」の収益分配金に関しまして

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る 7 月 8 日、「上場インデックスファンド T O P I X (1308)」、および「上場インデックスファンド 2 2 5 (1330)」が第一回目の決算を迎え、当期の収益分配金が確定いたしました。収益分配金の額は「上場インデックスファンド T O P I X」は 100 口あたり 472 円(一口あたり 4 円 72 銭)、「上場インデックスファンド 2 2 5」が 10 口あたり 405 円(一口あたり 40 円 50 銭)となりましたことをあわせてご報告申し上げます。

両ファンドともに収益分配金の支払い開始は平成 14 年 8 月 16 日を予定しております。

< 収益分配金の増減要因に関しまして >

一口あたりの収益分配金は関係法令等により、

(ファンドで計算期間内に収受する総配当等収益 総経費) ÷ 期末の総口数

により算出された額は分配することとされています。「上場 2 2 5」につきましては平成 13 年 9 月及び平成 14 年 3 月を中心とする株式の配当落ち以降、ファンドの計算期末(平成 14 年 7 月 8 日)までに、総口数が約 663.8 万口から約 839.1 万口へと約 1.26 倍に増加したことにより、一口あたりの収益分配金は約 663.8 万口であれば約 50 円であったところ、実際には約 1.26 分の 1 の 40 円 50 銭となりました。しかしながら、一口あたりの収益分配額が少ないことにより、分配落ちによる基準価額の下落幅が小さくなりますので、追加設定により一口あたりの収益分配額が少なくなっても、お客様の資産の減少につながるものではございません。

このように収益分配額が減少する仕組みや、場合によりましては収益分配額が増加する仕組みに関しまして、もう少し詳しく説明させていただきます。

前述のとおり、一口あたりの収益分配金は、

(ファンドで計算期間内に収受する総配当等収益 総経費) ÷ 期末の総口数

により求められる額となりますが、組入れ株式から E T F が配当金を受け取るためには、各株式の配当基準日(一般には、当該株式の発行会社の決算日)にその株式を保有している必要があります。配当基準日以降 E T F の決算日までの間に追加設定があった場合、その追加設定に係る株式からは配当金は生じないことにより、総配当等収益には変化はありません。そのため、

(一口あたり収益分配原資が少なくなるケース)

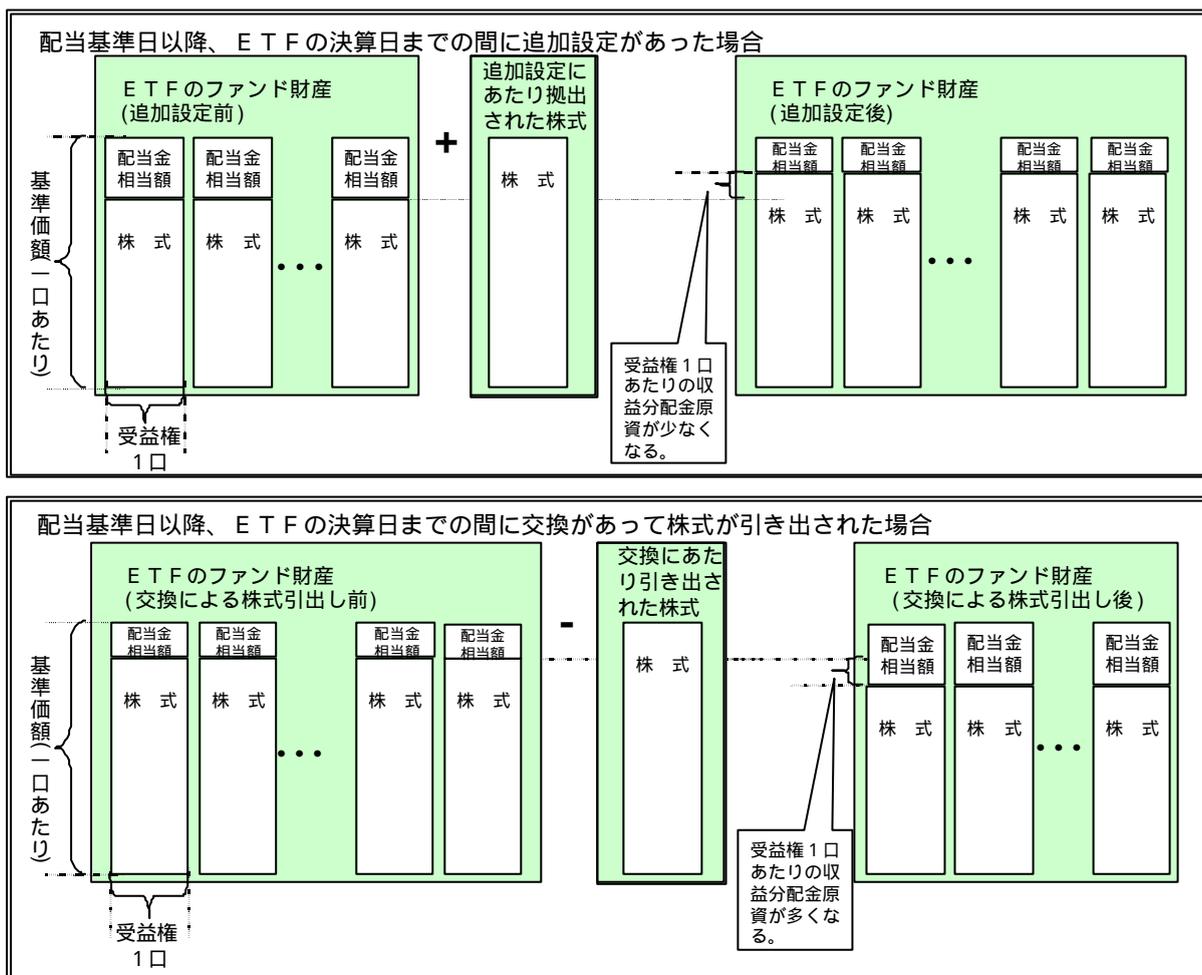
配当基準日以降 E T F の決算日までの間に口数が増加した場合、受益権一口あたりの収益分配金原資は少なくなります。

- 次ページへ続く -

(一口あたり収益分配原資が多くなるケース)

同じ期間に口数が減少した場合には、受益権一口あたりの収益分配金原資は多くなります。
追加設定・交換により受益権一口あたりの収益分配金原資が増減しても、受益権一口に帰属すべき価値が増減するわけではありません。これは追加設定により発行される口数、あるいは交換により償却される口数は、設定・交換時の基準価額に基づき、受益権一口に帰属すべき価値が増減しないよう計算されるからです。

以下のイメージ図でご確認いただけます。



(注釈) 本資料は税金は考慮していません。

今後とも、弊社の投資信託商品をお引き立ていただきますようお願い申し上げます。

敬具